

◎昨年まったく収入のなかった方、または収入が遺族年金・障害年金・雇用保険のみの方
該当の□にチェックを入れてください。
扶養されていた方は、扶養していた方の氏名とあなたとの続柄を記入してください。

(A)営業・事業所得に関する事項
(B)不動産所得に関する事項

収入金額の欄には、実際の収入金額だけではなく、その年において収入が確定した金額（売掛金・未収入金額等）や自家消費した商品等の金額も含めて記入してください。
必要経費の欄には、収入を得るために必要な支出（生活費・所得税・市県民税・罰金等は含みません）を記入してください。
(A)(B)それぞれの収入金額を表面の⑫⑬・所得金額を表面⑯⑰の該当の箇所に記入してください。
※農業の収入金額は表面への記載は不要です。
(A)の⑨または(B)の⑩専従者控除額を記入したときは、(D)を記入してください。
※事業専従者が別居の場合は(E)にも記入してください。

(D)事業専従者に関する事項

事業を営む方と生計を一にする配偶者・その他（15歳以上の親族）で、あなたの事業に原則として一年を通じて6ヶ月を超える期間もっぱら従事している方の氏名等を記入してください。
控除額は以下（ア）（イ）のうちいずれか低い金額
(ア) 860,000円（配偶者）・500,000円（その他）（イ）事業専従者控除前の所得/（事業専従者数+1）
なお、専従者とした親族を配偶者控除・扶養控除の対象とはできません。

◎昨年まったく収入がなかった方（該当する項目をチェックしてください）
<input type="checkbox"/> (氏名) 続柄)に扶養されていた
<input type="checkbox"/> 遺族年金・障害年金を受給していた
<input type="checkbox"/> 雇用保険・生活扶助を受給していた
<input type="checkbox"/> その他 ()

(A)営業・事業所得に関する事項			
屋号・事業所名	○○商店		
科目	金額	科目	金額
売上（収入）金額	① 2,500,000	水道光熱費	⑬ 45,010
前期始な卸高	② 663,550	旅費交通費	⑭ 10,410
上仕入金額（原価）	③ 832,105	通信費	⑮ 25,000
原期末な卸高	④ 695,005	必修繕費	⑯ 30,000
差引原価②+③-④	⑤ 800,650	要消耗品費	⑰ 25,000
差引金額①-⑤	⑥ 1,699,350	損害保険料	⑱ 12,000
給与賃金	⑦	固定資産税	⑲ 108,000
外注工賃	⑧	経費	⑳ 23,000
必要経費	⑨	雜費	㉑ 6,830
貸倒金	⑩ 150,000	経費合計⑦-㉑	㉒ 392,250
利子割引料	㉓ 65,000	専従者控除額③	㉔ 500,000
租税公課	㉕ 807,100	所得金額①-②-㉓-㉔	㉖ 807,100

(D)事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	個人番号	従事月数	専従者給与（控除）額
川西 次郎	次男	S55.6.16		12	500,000
合計額 500,000					

(E)別居の扶養親族・事業専従者に関する事項

氏名	住 所
川西 三郎	伊丹市千僧〇丁目△番地

(G)配当所得に関する事項

種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
----	----------	------	-------	------

(H)総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	差引金額	特別控除額	所得金額（特別控除後金額）	総合譲渡・一時の合計
短期			イ	イ + (ロ+ハ) × 1/2	
譲渡長期			ロ		
一時			ハ		

(I)市外に住所があり、川西市内に事業所等を有する方に関する事項

家屋敷	市（国）外住所
事務所	所在地 川西市
事業所	電話番号
事業所・事業所の名称	

(K)事業税（県税）に関する事項

非課税所得など	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	前年中の開廃業
事業所等所在地	損失額・被災損失額（自）	開始・廃業

(M)所得金額調整控除に関する事項

支 手	統柄	生年月日	明・大・昭平・令	特別障害者に該当する場合	身体障害者認定書	別居の場合
-----	----	------	----------	--------------	----------	-------

【お願い】書類の整理保存の都合上、源泉徴収票や各種証明書などをこの用紙に貼らないでください。

(C)給与所得の内訳
源泉徴収票がある人は記入不要

給与収入のある方は、手取額ではなく、税金・その他の諸控除を差し引く前の年間収入額（2か所以上ある場合はその合計額）を記入してください。この欄の合計額を表面の⑯に記入してください。

なお、申告後の金額訂正はできません。（源泉徴収票等の資料がある場合を除く）

(F)配当割額又は株式等譲渡割額の控除に関する事項

上場株式等の配当所得、譲渡所得等、住民税（5%）を特別徴収（天引き）されている場合は、その金額を記入してください。
※分離課税の申告は別途申告書が必要となります。ご希望の方は職員へ申し出してください。

(G)配当所得に関する事項

配当等の支払通知書を基に収入金額を記入し、配当所得を差引金額に記入してください。
(収入金額) - (必要経費等)
= 配当所得の金額
添付資料：配当等の支払通知書
※必要経費…借入金利子（株式等を買ったり出資したりするために借り入れた負債の利子）
※上場株式等に係る配当等は、申告をしないで源泉徴収で済ませることができます。
※分離課税希望の方は職員へ申し出してください。

(H)総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

特別控除額は、差引金額（収入金額 - 必要経費）と50万円のいづれか少ない方の金額を記入してください。

(K)事業税（県税）に関する事項

詳しい内容は、伊丹県税事務所

TEL: 072-785-9417 へお問い合わせください。

(J)住宅借入金等特別控除に関する事項

給与の源泉徴収票に記載の住宅借入金等特別控除可能額、区分、居住開始年月日を記入してください。

(L)寄附金税額控除に関する事項

寄附先と支払額を記入してください。

添付資料：受領証明書、または特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書
○住民税の控除対象となる寄附先

- ①都道府県、市区町村分
※指定対象外の団体に対して支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となります。
- ②兵庫県共同募金会、日赤兵庫県支部
- ③兵庫県条例指定分
- ④川西市条例指定分

(M)所得金額調整控除に関する事項

表面⑯給与所得から差し引かれる所得金額調整控除の対象となる同一生計配偶者もしくは扶養親族がおられる場合は、その方の内容を記入してください。

令和8年度 市民税・県民税（兼 国民健康保険税・後期高齢者医療）申告書について

日頃より、川西市税の納税にご協力いただきありがとうございます。

令和8年度の市民税・県民税申告書を送付します。令和7年1月1日～12月31日までの収入等について、こちらを参考にご記入のうえ、申告期間内にご提出ください。

また、混雑回避のため、申告書の郵送での提出にご協力ください。

なお、令和8年1月よりマイナンバーカードを利用して電子申告ができるようになりました。

申告及び詳細については、市ホームページをご覧ください（2次元コード参照）。

※申告書は、前年にご提出された方にお送りしております。申告の必要か否かについては、下記をご確認ください。

1. 申告が必要な方

※申告をしなくてもよい方に当てはまる場合を除きます。

- (1) 給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容に加え、控除を追加する必要がある方
- (2) 勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方（不明な場合は勤務先へご確認ください）
- (3) その他の収入がある方
- (4) 収入がない、または遺族年金など非課税収入のみで国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方。なお、収入がない方につきましては申告書を国民健康保険課もしくは医療助成・年金課へ提出してください。

※該当しない場合は基本的に申告書の提出は必要ありませんが、所得のない方でも、市民税・県民税に関する諸証明や他の制度利用のためなど、申告が必要な場合があります。

2. 申告に必要なもの

- ・ 市民税・県民税（兼 国民健康保険税・後期高齢者医療）申告書
- ・ 収入のわかるもの（源泉徴収票や報酬の支払調書、事業所得や不動産所得の場合は収入金額等が分かる帳簿類等）
- ・ 本人確認書類（以下の①のみまたは②と③の両方。郵送提出の場合それらの写しを添付）
 - ①個人番号カード（顔写真付きのもの。郵送提出の場合は両面の写しを添付）
 - ②個人番号通知カード（顔写真なし）
 - ③運転免許証・旅券・障害者手帳・資格確認書など

【各種控除を受ける場合の添付書類】※添付書類がない場合は、控除を受けることが出来ませんのでご注意ください。

各種控除	添付が必要な書類
医療費控除	医療費控除の明細書や医療費通知（注）領収書の添付では申告は出来ません
社会保険料控除	控除証明書や確定申告用納付確認書、領収書
生命保険料控除・地震保険料控除	保険会社発行の生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
障害者控除	対象者の各種手帳（写し可）や障害者控除対象者認定書
勤労学生控除	在学を証明するものの写し（学生証など）
寄附金税額控除	寄附金の受領証明書やその他の寄附金控除に関する証明書

3. 申告をしなくてもよい方

- ・ 税務署に所得税の確定申告書を提出する方。確定申告が必要かどうかは税務署にお問い合わせください
- ・ 給与収入のみの方で、勤務先から市役所へ「給与支払報告書」が提出されている方
- ・ 給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容に変更がない方

4. 申告期間や場所、問合せ先

今年度よりインターネットで相談窓口の事前予約を受付します！
ぜひ右の申込フォームからお申し込みください。

○収入があった方

申告期間（土・日曜日、祝日は除く。ただし、3月1日（日）は実施。いずれも午前9時～午後5時）

2月16日（月）から2月27日（金）：郵便番号が666-00で始まる地域・満願寺町

3月2日（月）から3月11日（水）：郵便番号が666-01で始まる地域・市外

3月12日（木）から3月16日（月）：全域

場所 川西市役所2階2番 市民税課 072-740-1132

○収入がなかった方、または収入が遺族年金や障害年金など非課税収入のみの方

申告期間 2月16日（月）から3月16日（月）（土・日曜日、祝日は除く。いずれも午前9時～午後5時）

場所 川西市役所1階10番 国民健康保険課 072-740-1170/1階8番 医療助成・年金課 072-740-1108



【お願い】書類の整理保存の都合上、源泉徴収票や各種証明書などをこの用紙に貼らないでください。

